

## 1月のお知らせ

回覧

## 謹んで新年のお慶びを申し上げます

旧年中は、ごみ減量への取り組みにご協力いただき、誠にありがとうございました。本年もなお一層「ごみ減量・リサイクル」の推進に取り組んで参りますので、更なるご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## ◆使用済小型家電のリサイクルについて◆

使用済小型家電とは、コンセントまたは電池電源の小型電子機器のことです。携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、金や銅、レアメタルなどの貴重な有用金属が含まれています。

ご家庭で不用になった「使用済小型家電」は、資源物として排出し、有用金属の再資源化にご協力ください。

## ◆使用済小型家電の排出方法◆

◎資源物の収集日に「45L以下の透明袋」か「半透明のレジ袋」に入れて出す。

◎使用済小型家電の中にある充電電池や乾電池等は、必ず外してから出す。

※外したアルカリ電池・マンガン電池・ボタン電池や充電電池は、乾電池・充電電池専用の拠点回収ボックスに入れる。

◎使用済小型家電の中に入っているビデオテープ・カセットテープ・ゲームソフト・MD・CD・DVD・ブルーレイディスクは必ず取り除いて、燃やせるごみに出す。

◎金属部分が8割以上の使用済小型家電は、資源物の収集日に「金属類のその他金属類」として出す。

(例) 電子レンジ・ホットプレート・トースター・電気ストーブなど

◎パソコン(ノート型)及び携帯電話は、本庁をはじめ、総合支所、出張所に設置してある、「パソコン・携帯電話回収ボックス」に入れる。

個人情報(電話帳、保存データなど)を必ず消去する。充電電池は外してから出す。

※ただし、拠点回収ボックス(投入口縦10cm×横40cm以内)に投入できないものについては、「鹿屋市資源センター」へ直接持ち込む。

## ◆家電リサイクル品(家電4品目)の処分方法◆

テレビ(ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ)、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン(室外機も含む)、洗濯機・衣類乾燥機の家電リサイクル4品目については、廃棄する家電品を購入した店か、新たに購入する店に処分を依頼し、リサイクル料と収集運搬料を支払うか、廃棄する家電品のメーカーを調べた上、郵便局でリサイクル料金を振り込み、リサイクル券を受け取り、リサイクル券を添えて、下記の引取場所へ持ち込む。

持増産業(株)	鹿屋市上高隈町470 ☎ 0994-45-2690
鹿屋ダイキュー運輸(株) 〔久留米運送(株)鹿屋店内〕	鹿屋市永野田町750-17 ☎ 0994-41-6251

裏面もご覧ください

# 生ごみの減量・リサイクル

- ◎生ごみを出すときは、十分に水を切りましょう。
- ◎生ごみは、自家処理につとめましょう。
- ◎生ごみ処理機器等設置費補助事業を活用しましょう。



## 【補助内容】

※平成29年12月現在

処 理 機 器	補 助 額	補助額の計算例
電気式生ごみ処理機 (1世帯1基)	2/3以内 1基につき 30,000円まで	5万円の機器を購入した場合 3万円の補助となります
コンポスト容器 (1世帯2基まで)	2/3以内 1基につき 2,800円まで	3,500円の機器を購入した場合 2,300円の補助となります
密封発酵容器 (コック付きのものに限る) (1世帯2基まで)	2/3以内 1基につき 1,400円まで	2,500円の機器を購入した場合 1,400円の補助となります

## 【補助申請の方法】

※市内に住民登録のある世帯主が、市内にある販売店で購入後、90日以内に①②③、④(電気式のみ必要)をもって、生活環境課、各総合支所住民サービス課の窓口で申請する。

- ①領収書 (世帯主名義)
- ②預金通帳 (世帯主名義)
- ③印鑑 (認印可)
- ④保証書(電気式生ごみ処理機を購入した場合のみ必要です。)  
メーカー発行のものに販売店の記載のあるもの、世帯主名義

※一度補助を受けた方でも、修理不能となった機器の買替えに対して再度補助を受けられることもありますので、故障機器等を廃棄する前にお問い合わせください。  
 ※生ごみ処理機器(コンポスト容器)へ使用する竹粉購入費の一部補助も行っていますので、ぜひご利用ください。詳しい内容は、鹿屋市生活環境課(0994-31-1115)までお問い合わせください。

月日																	
名前																	

## 【問い合わせ先】

- ・本庁生活環境課 ☎0994-31-1115
- ・串良総合支所住民サービス課 ☎0994-63-3112
- ・吾平総合支所住民サービス課 ☎0994-58-7231
- ・輝北総合支所住民サービス課 ☎099-486-1111